

令和7年度三重県公立小中学校等における学習者用端末貸借（iPad）
企画提案コンペ参加仕様書

1 学習者用端末共同調達事業の目的

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想が推進された。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、令和6年から令和10年にかけて端末を計画的に更新するため、県域での共同調達を実施する。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、学習者用端末の調達を行うにあたって、本調達に対する意欲、資質、技術力及び企画力等が優れた者を募集する。

3 企画提案コンペの内容

(1) 案件名

令和7年度三重県公立小中学校等における学習者用端末貸借（iPad）

(2) 業務内容

「GIGA スクール端末貸借仕様書」のとおり

(3) 契約

契約者は調達する市町

(4) 貸借物品の1台あたりの調達上限額

「GIGA スクール端末貸借仕様書」のとおり

(5) 納入期限

「GIGA スクール端末貸借仕様書」のとおり

4 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 本事業を実施するうえで十分な経験と知識を有する者であること。

(2) 当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(4) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

(5) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

(6) 三重県税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 本案件の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できるものであること。

(8) 当該企画提案コンペの日において、三重県電子調達システム（物件等）への登録または、共通債権者（物件契約）登録をしていること。

また、契約の日において、契約予定の三重県内各市町等（多気町松阪市学校組合を含む）の本件の契約を締結できる入札参加資格を有していること。

5 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

(1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。

(2) 企画提案者が同一事項のコンペに対して2つ以上の提案書を提示したとき。

(3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。

- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額（税込）、住所、名前、代表者印、若しくは重要な文字に誤謬・脱漏があったときまたは、認識しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (7) 端末賃貸借仕様書に示す事項を満たさない提案をしたとき。
- (8) その他、協定担当者が予め指示した事項に違反したとき又は企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 参加資格申請書の提出等

当該企画提案コンペに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次の申請書を提出すること。

- (1) 提出を求める参加資格申請書及び提出部数
企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・1部
※ 「登記簿謄本」等の要添付書類（コピー可）を含む。
※ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第2号様式）も1部添付すること。
- (2) 提出期限 令和7年1月30日（木）10時まで（必着）
- (3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 小中学校教育班
- (4) 提出方法
厳封のうえ、上記提出場所に持参又は郵送すること。なお、郵送により提出する場合は、郵便又は民間事業者による信書便とし、必ず電話にて受領確認を行うこと。

7 参加資格確認結果の通知

上記6の確認結果を、全ての企画提案コンペ参加申込者宛て電子メールにより通知する。
参加資格確認結果通知日：令和7年2月13日（木）17時まで

8 企画提案資料の提出等

上記の参加資格確認結果において、参加資格があると認められた者にあつては、下記により企画提案書等を作成して提出してください。

- (1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数
 - ア 企画提案書・・・11部（正1部、写10部）
原則A4版・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上（長辺側を綴じてください。）
「写10部」については、「□□会社」等、企業名等が特定されないよう記載すること。なお、端末賃貸借仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、企画提案書にはその内容をもとに可能な限り具体的な提案をまとめるとともに、「審査票」の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載すること。
 - イ 見積書（任意様式）・・・11部（正1部、写10部）
端末賃貸借仕様書内に記載の各仕様に応じた見積もりをそれぞれ1つまでとする。また、消費税については、外税表記と内税表記の双方を記載するとともに、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
「写10部」については、「□□会社」等、企業名等が特定されないよう記載すること。
金額の算定にあたっては、三重県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱、及び、GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領別添第3（1-2）公立学校情報機器リース事業に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付が行われることから、本補助金の交付予定金額を見込んだ上で算定を行うこと。
詳細については、文部科学省のホームページに記載されている「公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱」、Q&A等の各種資料もあわせてご参照ください。
基金による1人1台端末の更新について：文部科学省ホームページ
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_02624.html)

<見積書の記載事項>

- ①機種毎に、端末本体・周辺機器・キッティング・納品等のサービスの合計価格（購入価格）
- ②購入価格に対する補助金交付予定金額
- ③下取り端末が有価である場合は、下取り価格（端末等購入価格と明確に区分すること）
- ④賃貸借期間を5年（60カ月）として、1月あたりの賃貸借料を算定し、記載すること
- ⑤1月あたりの賃貸借料は提案書に記載し、他は提案書または見積書に記載すること

ウ 提案事業者の概要書・・・1部

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの。

(2) 提出期限 令和7年2月19日（水）17時まで（必着）

(3) 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 小中学校教育班

(4) 提出方法

厳封のうえ、上記提出場所に持参、郵送又は民間事業者による信書便とすること。

(5) 受理の確認

企画提案資料を郵送する場合は、郵便又は民間事業者による信書便とし、必ず提出期限までに電話にて、担当部局宛て受理の確認をすること。

9 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

公告日の翌日9時から令和7年1月24日（金）15時まで

(2) 質問の提出

文書（様式自由、ただし規格はA4判とする。）にて行うものとし、担当部局宛て持参、メール（gakokyo@pref.mie.lg.jp）のいずれかの方法で提出すること。メールの場合は、送信後、電話にて確認を行うこと。

なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、名前、電話番号及びメールアドレスを明記すること。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

令和7年1月28日（火）までに、原則三重県ホームページに掲載する。

10 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「三重県公立小中学校等における学習者用端末調達等業務企画提案コンペ選定委員会」において審査を行い、総合的に評価して最優秀企画提案を選定する。

11 最優秀企画提案の選定方法

(1) 第一次審査（書類審査）

選定委員会において書類審査を実施する。ただし、企画提案件数が5件程度に満たない場合は審査を省略する。

※書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の時間は、令和7年2月21日（金）12時までにメールで通知する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

実施日時・・・令和7年3月5日（水）

実施場所・・・三重県庁本庁舎内（予定）

※プレゼンテーション審査結果は、令和7年3月7日（金）17時までにはメールで通知するとともに、県ホームページで公表する。

12 評価方法

第一次審査の書類審査及び、第二次審査のプレゼンテーションでは、以下の諸点を重視して、総合的に評価し、最優秀企画提案者を決定することとする。

(1) 付属機器

※ 機能性、堅牢性、携帯性、スタイラスペン等

(2) 納品

※ 納品時の手順及び体制、初期不良対応

(3) サポート

※ 納品後のサポート

(4) 実績・提案・価格評価点

※ 学習者用端末の納品実績、自由提案、価格

13 最優秀企画提案者に提出を求める資料

本調達は、公立小中学校等における児童生徒の学習者用端末の賃貸借であるため、県教育委員会が契約当事者として契約せず、協定の締結を行う。

最優秀提案者を調達予定者とし、調達予定者と協定条件及び端末仕様書の内容を踏まえ協議を行い、調達予定者が企画提案コンペ時の内容を踏まえた当該端末仕様書に基づく見積書を提出したうえで、三重県 GIGA スクール構想推進協議会と協定を締結する。その内容をもって、別途、市町等教育委員会と契約を行う。

なお、最優秀提案者との協定締結時には、下記の書類が各1部必要になるので留意すること。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

14 個人情報の取扱いに関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対し、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反したときは、罰則の適用があるので留意すること。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」（以下「暴力団等排除要綱」という。）に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア. 断固として不当介入を拒否すること。

イ. 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ. 発注所属に報告すること。

エ. 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

県教育委員会は、調達予定者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める協定書のとおりとする。

(2) 契約締結は、補助金の交付決定後とする。

(3) その他

ア. 本件は、令和7年度の当該事業に係る予算の成立をもって令和7年4月以降に賃貸借に係る契約を締結するための企画提案コンペである。令和7年度の当該事業に係る予算が成立しない市町がある場合には、当該市町は契約を締結しないことがある。

イ. 本件の契約の締結までに、各市町、随意契約のための見積徴取を実施する。

ウ. 本件の契約は、各市町の条例に基づき、各市町の議会において財産の取得に係る議決を要する場合がある。議決までは仮契約とし、議決後に効力を有することとする。

エ. 令和7年度の当該事業に係る予算が成立しなかった場合、議決が得られなかった場合等により各市町と契約が締結できなかったとしても、三重県GIGAスクール構想推進協議会及び各市町は調達予定者に対して損害賠償の責を負わない。

18 障がい理由とする差別の解消の推進

契約事項を実施するにあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。

19 その他

(1) 企画提案に要する費用の負担

提案者の負担とする。

(2) その他特記事項

ア. 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ. 第二次審査のプレゼンテーションで使用する大型提示装置は、三重県GIGAスクール構想推進協議会事務局が用意する。パソコン機器等を使用して提案する場合は、提案者が持参すること。特別な機器を用いる場合、事前に申し出ることとし、その他使用環境で疑問がある場合は、事前に確認すること。

また、第二次審査には、企画提案する端末を6台まで持参してもよい。

ウ. 提出のあった提案資料については、返還しない。

エ. 提出された提案資料については、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号)に基づき情報公開の対象となる。

オ. この案件は、協定書による協定締結が必要である。

カ. その他必要な事項は、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)の規定によるものとする。

20 スケジュール

(1) 公示日

令和7年1月17日(金)まで

(2) 質問の受付

令和7年1月24日(金)15時まで

(3) 質問の回答

令和7年1月28日(火)

(4) 参加資格確認申請書提出期限

令和7年1月30日(木)10時まで(必着)

- (5) 企画提案資料の提出
令和7年2月19日(水) 17時まで(必着)
- (6) プレゼンテーション審査
令和7年3月5日(水)

21 担当部局
〒514-8570
三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局 小中学校教育課 小中学校教育班 高柳
電話：059-224-2963
メール：gakokyo@pref.mie.lg.jp